

総務常任委員会

令和3年6月10日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|-------|--------|-------|
| ◎坂口 徹 | ○小城 世督 | 大森恒太郎 |
| 井上 卓也 | 横田 敏文 | 木澤 正男 |
| 伴 議 長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 中西 和夫 | 副 町 長 | 乾 善亮 |
| 教 育 長 | 山本 雅章 | 総 務 部 長 | 西巻 昭男 |
| 総 務 課 長 | 仲村 佳真 | 同 課 長 補 佐 | 大塚 美季 |
| 安全安心課長 | 真弓 啓 | 政策財政課長 | 福居 哲也 |
| 同 参 事 | 岡村 智生 | 税 務 課 長 | 福田 善行 |
| 同 課 長 補 佐 | 竹山 潔 | 会 計 管 理 者 | 黒崎 益範 |
| 教 育 次 長 | 栗本 公生 | 教委総務課長 | 松岡 洋右 |
| 同 課 長 補 佐 | 三原 進也 | 生涯学習課参事 | 平田 政彦 |
| 同 課 長 補 佐 | 大野 彰彦 | | |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 佐谷 容子 | 同 係 長 | 吉川 也子 |
|--------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 井上委員、横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、井上委員、横田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第20号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、1. 付託議案の（1）議案第20号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

議案書末尾、斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、号番号の繰下げがあったことから、本条例におきまして、番号法の規定を引用する条項について、整理を行うものであります。次に、1. 施行期日についてであります。改正番号法が施行されます令和3年9月1日から施行することとしております。

以上、1. 付託議案の(1)議案第20号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第20号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第22号 斑鳩町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 栗本教育次長。

教育次長

それでは、付託議案の2番目、議案第22号 斑鳩町公民館条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

教育次長

それでは、条例の一部改正の内容につきまして、議案書末尾の要旨をもってご説明をさせていただきます。

これまで公民館分館につきましては、公民館条例におきまして、社会教育や生涯学習といった教育活動の場として位置づけておりましたが、現在では、公民館としての機能というより、自治会活動を中心としたコミュニティの場が中心となっていることから、今回、分館につきましては、公民館としての位置づけを廃止し、より実情に合った形態にするものでございます。

次に、施行期日は公布の日から施行することとしております。なお、条例改正文、新旧対照表の説明は割愛をさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、議案第22号 斑鳩町公民館条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ、よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願いいたします。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 横田委員。

横田委員

これは実態ベースに戻すことだと理解しますが、旧分館に本件で不利益になるようなことはありますか。

委員長

栗本教育次長。

教育次長

今回、公民館としての位置付けは外れますが、地域集会所としてこれまでどおり使用いただけますので、所有されている自治会にはまったく影響はございません。また、公民館としての位置付けが外れることによりまして、社会教育法、あるいは町公民館条例の適用からも除外されることになりまして、利用範囲の向上も期待できるものと考えております。以上です。

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決すること

にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第22号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第23号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 福居政策財政課長。

政策財政
課長

それでは、議案第23号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の7ページをお願いいたします。はじめに、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、国の令和2年度の第3次補正予算において、増額された、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額のうち、本年度事業分7千万円の増額をお願いするものであります。第5目 教育費国庫補助金では、第2節 中学校費補助金で、斑鳩南中学校の照明設備LED化が国の交付金対象事業として内定したことから、学校施設環境改善交付金841万6千円の増額をお願いするものであります。次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、感染症対策事業の財源として、財政調整基金5,090万9千円の活用をお願いするものであります。次に、第22款 町債、第1項 町債では、公共施設のトイレ等における感染防止を目的とした、和式便器の洋式化、自動照明、洗面器の自動水洗化等の改修を全庁的に行うことから、その避難所分にかかる財源として、第1目 総務債の第1節 文化振興センター設備改修事業債で、いかるがホール分670万円の増額、第2節 地域交流館設備改修事業債で、法隆寺五丁地区地域交流館分

70万円の増額をお願いするものであります。第4目 教育債では、第4節 学校教育施設等整備事業債で、小中学校、幼稚園における感染防止を目的とした同様のトイレ改修に要する費用、及び、国庫補助金で申しあげた斑鳩南中学校の照明設備LED化に要する費用の財源として、5,730万円の増額をお願いするものであります。8ページをお開きいただきまして、同じく、第4目 教育債の第5節 中央体育館設備改修事業債で、中央体育館における感染防止を目的とした同様のトイレ改修に要する費用の財源として、440万円の増額をお願いするものであります。第6目 民生債では、ふれあい交流センターいきいきの里及び町立保育園における感染防止を目的とした同様のトイレ改修等に要する費用の財源として、第1節 ふれあい交流センターいきいきの里設備改修事業債で60万円の増額、第2節 保育園設備改修事業債で230万円の増額をお願いするものであります。第7目 消防債では、消防コミュニティセンターにおける感染防止を目的とした同様のトイレ改修に要する費用の財源として、第1節 消防コミュニティセンター設備改修事業債で140万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

9ページをお願いします。歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費の第14節 工事請負費で、歳入で申しあげたとおり、法隆寺五丁地区地域交流館のトイレ等における感染防止対策として、洗面器を自動水栓化することから、72万6千円の増額をお願いするものであります。第5目 財産管理費では、第14節 工事請負費で、役場庁舎のトイレにおける感染防止対策として、和式便器の洋式化、自動照明、洗面器の自動水洗化等の改修を行うことから、1,001万8千円の増額をお願いするものであります。第6目 企画費では、第14節 工事請負費で、歳入で申しあげたとおり、いかるがホールのトイレにおける感染防止対策として、和式便器の洋式化を行うことから、677万7千円の増額をお願いするものであります。次に、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、役場窓口の混雑緩和を目的とするマイナンバーカードを活用した証明書交付機を役場庁舎内に設置することから、その導入に要する費用として、第12節 委託料で、証明書交付機設定業務委託料251万5千円の増額、第17節 備品購入費で、証明書交付機の購入費517万3千円の増額、また、その運用に要する事務費用として、第10節 需用費で、21万3千円の増額、

第11節 役務費で、12万3千円の増額、第13節 使用料及び賃借料で、5万円の増額をお願いするものであります。

10ページをお願いします。次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第4目 老人憩の家運営費で、老人憩の家の感染防止対策として、大広間等に卓上の衝立を設置することから、第10節 需用費で26万8千円の増額、また、トイレ等における自動照明、洗面器の自動水洗化の改修を行うことから、第14節 工事請負費で、195万1千円の増額をお願いするものであります。第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、ふれあい交流センターいきいきの里の感染防止対策として、大広間に卓上の衝立を設置することから、第10節 需用費で13万4千円の増額、また、歳入で申しあげた、トイレにおける自動照明の改修を行うことから、第14節 工事請負費で65万2千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 児童福祉費では、第2目 保育園費の第14節 工事請負費で、歳入で申しあげたとおり、町立保育園のトイレ等における感染防止対策として、自動照明、洗面器の自動水洗化の改修を行うことから238万9千円の増額をお願いするものです。第4目 学童保育運営費では、第14節 工事請負費で、町立学童保育室のトイレ等における感染防止対策として、和式便器の洋式化、自動照明、洗面器の自動水洗化の改修を行うことから、200万8千円の増額をお願いするものです。第5目 児童手当支給事業費では、第12節 委託料で、児童手当法施行令の改正に対応するための児童手当システム改修に要する費用として52万8千円の増額をお願いするものです。

11ページをお願いします。第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、感染症拡大の影響を受けた住民生活の支援や地域経済の活性化を目的として、住民1人当たり2,800円の地域振興券を発行することから、その事務費用として、第10節 需用費で、案内チラシ等の印刷製本費39万7千円の増額、第11節 役務費で、郵送等の通信運搬費522万円の増額、第12節 委託料で、地域振興券の作成、換金等業務委託に要する費用280万3千円の増額、また、地域振興券の換金分の補助金として、第18節 負担金補助及び交付金で7,980万円の増額をお願いするものであります。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第3目 消防施設費の第14節 工事請負費で、歳入で申しあげたとおり、消防コミュニティセンターのトイレにおける感染防止対策として、和式便器の洋式化、自動照明、洗面器の自動水洗化

等の改修を行うことから141万9千円の増額をお願いするものであります。

12ページをお願いします。第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費の第14節 工事請負費で、歳入で申しあげたとおり、小学校の感染防止対策として、体育館及び一部校舎トイレにおける和式便器の洋式化、自動照明、洗面器の自動水洗化等の改修を行うことから2,566万2千円の増額をお願いするものであります。次に、第3項 中学校費では、第1目 学校管理費の第14節 工事請負費で、歳入で申しあげた斑鳩南中学校の照明設備LED化に要する費用2,524万8千円の増額、また、中学校の感染防止対策として、体育館及び一部校舎トイレにおける和式便器の洋式化、自動照明、洗面器の自動水洗化等の改修を行うことから1,987万9千円の増額をお願いするものであります。次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費の第14節 工事請負費で、歳入で申しあげたとおり、幼稚園のトイレにおける感染防止対策として、和式便器の洋式化、自動照明、洗面器の自動水洗化の改修を行うことから663万2千円の増額をお願いするものであります。13ページにお移りいただきまして、第6項 保健体育費では、第4目 すこやか斑鳩スポーツセンター運営費の第14節 工事請負費で、歳入で申しあげたとおり、中央体育館のトイレにおける感染防止対策として、和式便器の洋式化、自動照明、洗面器の自動水洗化の改修を行うことから440万円の増額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として226万円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 地方債補正についてであります。歳入で申しあげましたとおり、公共施設のトイレ等における感染防止を目的とした改修費用のうち、避難所分に係る防災減災目的の財源として、また、斑鳩南中学校の照明設備LED化に要する費用の財源として、それぞれの事業において、起債の限度額の追加及び変更をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

課長 ましてのご説明とさせていただきます。
ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。
それでは、質疑をお受けいたします。 横田委員。

横田委員 トイレ改修工事一新ということで各項目にあがってますけど、トータルでどのぐらいかかっているんでしょうか。

委員長 福居政策財政課長。

政策財政課長 トイレ等の感染防止対策にかかる費用についてでございますが、すべての施設を合わせまして、8, 251万3千円となっております。

横田委員 もう、1点すみません。あと7ページの財政調整基金ですけど本件後の残高というのはどのぐらいになるんでしょうか。

政策財政課長 財政調整基金の残高につきましては、令和2年度分のコロナ対策にかかる基金を予算ベースですべて取り崩したという計算で、今現在、予算上ベースでは15億8,700万円程度になる見込みとなっております。令和2年度決算状況で予算額すべて取り崩すことはございませんので、これよりは増える見込みになっていきます。以上です。

横田委員 わかりました。

委員長 ほか、よろしいですか。 木澤委員。

木澤委員 前回もお尋ねしたんですけども、証明書の交付機器を見せていただきますと、

購入費で517万3千円と、残り計上されているのが、維持費にかかるのは。

委員長 それは、厚生常任委員会と違いますか。
 暫時休憩します。

 (午前9時21分 休憩)

 (午前9時21分 再開)

委員長 再開します。 面巻総務部長。

総務部長 いわゆる500万円程度が初期の購入費ということで、あとは、いわゆる維持
 管理費というか運用コストということで考えております。

木澤委員 今、コロナ対策で導入されるという点についてはまだわからんでもないんです
 けども、これコロナが収束した後にも、まだこれ設置して利用を続けるという考
 え方ですかね。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 前回の委員会でも申しあげましたとおり、窓口のほうのスピードアップという
 か、そういったものもございますし、そういった関係でコロナ後といたらおか
 しいですけども、役場の住民課前に設置して、引き続き運用していきたいとい
 うふうで考えております。

木澤委員 今回、特別交付税措置があるということで、前回おっしゃっていたと思うんで
 すけども、購入部分だけなのか、それか維持費にもそういうのが入ってくるのか、
 そこはどうなんですか。

総務部長 初期の購入部分に関して、2分の1が地方交付税の特別交付税の措置というふ
 うな形でご理解願います。

木澤委員　　そうすると200何十万とかですね、毎年維持費がかかってくると、その中でやっぱりマイナンバーカードを持っていないと使えないということで、やはり費用対効果的にどうなのかなと。これ、今後いろんな機器があるということでお聞きしてますんで、入札かけて購入していくのかなというふうに思うんですけど、機器によって維持管理費というのは変わるんですかね、どれを買っても維持管理費はこれぐらいかかるものなんですか。

総務部長　　維持管理費につきましては、それぞれの機器によって変わるものだと思います。ただ、今回どういった機器を選定していくのかということで、あらかじめ予算を計上させていただく機器について、その機器のいわゆるリース料ですね、そういったものを入札にかけていきたいというふうに考えているところでございます。

木澤委員　　反対はしませんけど、コロナ収束後の運用について見直しができるのかどうか、そのへんは検討していただきたいというのと、できるだけ維持管理費のかからないもの、住民さんが利用されるものなんで、利用しやすいものを購入していただいたらいいんですけど、それでもやっぱり維持費はずっとかかってきますんで、その勘案して購入していただきたいと思いますんで、お願いしておきます。

委員長　　福居政策財政課長。

政策財政課長　　ただいまの総務部長の答弁を少し補足させていただきますけども、購入費用としてあがってますのは、予算書でいう備品購入費の517万3千円と、あと委託料につきまして251万5千円につきましては設定のみですので、これは初期費用のみとなっております。あと、消耗品費につきましては覗き見防止用のパネルでございますので、これも初期だけということで、残りの維持費用につきましては、令和3年度については27万3千円、ただこれは予算3か月分ですので、これの4倍が、100万少しが維持管理経費ということになっております。

委員長　　ほかよろしいですか。　　伴議長。

議長　　ちょっと教えてほしいんですけどもね、今、答弁の中で、同僚議員の、トイ

レのトータルの改修で8,251万3千円とお聞きしたんですが、これに対して、コロナ対策で当町に国のほうから入ってきている交付金っていいですか、その辺の比率というのはどんな感じで。全額はいってないと思います、町の持ち出しも十分あると思うんですが、ちょっとそのあたり、教えていただけますか。

委員長

面巻総務部長。

総務部長

今回、斑鳩町にコロナ対策の交付金として交付があった額が、5億あまりということで、令和2年度までに概ね4億3千万円をもうすでに充当させていただいていると。今回7千万円、この予算の中で充当させていただいているんですけども、その7千万円につきましては、いわゆる地域振興券、そちらが8,800万円あまり事業費がありますんで、そちらにもう充ててしまっていると。今回のいわゆるトイレの改修につきましては、交付金を活用せずに新しい生活様式の対応として、財政調整基金を取り崩しながら、なおかつ避難所につきましては、緊急防災事業債という有利な起債がございますんで、これ充当率100%となっております。交付税率が70%となってる有利な地方債も活用させていただきながら、今回これらの改修について予算計上させていただいております。以上です。

議長

なるほど。この機会っていいですか、感染がらみの、特に照明のスイッチであったり、また、手洗いのところの自動化であったり、また、電気であったりという形でやってしまうと。ただ、これどうなんでしょう、今、クーラーも小学校とか中学校にクーラー導入していただいても、非常にタイミングとして、また、ほかの自治体も同じタイミングの時にされ、非常に難しい。入札していただくのも苦慮された、そういう報告もいただいたことがあるんですが、今、トイレの改修も他のところもなり、逆に言えば、タイミングとしたら非常に厳しいといえますか、普段よりちょっと高い目になってしもてるとか、そんな心配するんですが、そのあたり大丈夫でしょうか。

総務部長

おっしゃっていただいた懸念もございます。そして、全国一律にこういった形の事業を進められるならば、在庫等ということで、昨年度もタブレットとか繰り越しをさせていただいた事態も生じるかも分かりませんが、その調達にあ

たりましては、可能な限りコストのほうをみながら、行っていきたいというふう
に考えております。以上です。

議長 結構です。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら私のほうから1点だけ。この自動の水栓金具なんですけど、電
源はバッテリーになると思うんですけど、そのバッテリー、持ち時間というのは
把握しておられます。 福居政策財政課長。

政策財政 自動水栓につきましては、今どのような機種を入れるのかというのは検討中
課長 すけども、ほとんどの施設で水流によって充電していくような形で、おそらく1
0年ぐらいは持つと、その水流で充電するようなタイプであれば、10年ぐら
持つというふうに聞いているところでございます。各施設の水栓の形によって、
それが使える使えないというのがございますので、その辺も再度発注の際には検
討して、できるだけ安くて、避難所でもありますので、電池の持ちとかも考えな
がら購入のほう進めていきたいなと考えているところでございます。

委員長 わかりました。バッテリー結構高いものだというふうに聞いておりますので、
切れるころになると、相当な数ありますので、結構な予算必要になってくると思
うんで、そのへんまたできるだけ長持ちするようなやつをお願いしておきます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第23号については、当委員会として満場

一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、ご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの令和2年度の入館状況についてであります。

お手元に配付させていただきました、資料1、令和2年度斑鳩文化財センター入館者数(令和3年3月31日現在)をご覧くださいませでしょうか。資料の構成につきましては、1で通常開館における入館者数、2から3で企画展及び特別展の開催期間における入館者数、そして、4で入館者総数に区分して整理しております。なお、2の春季企画展につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止しております。

一番下の4のところではありますが、令和2年度の入館者数は5,978人となっております、令和元年度と比較しまして2,016人の減となっております。

減少しました主な理由としましては、4月から5月までの2か月間の当センターの臨時休館による減少が主な理由と分析しておりますところでございます。

そこで、今後も新型コロナ感染状況等を勘案いたしまして、文化財活用センターにおける展示会をはじめとする文化財事業について十分に検討をいたしまして、引き続き魅力ある歴史や文化の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについての報告であります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。(1) 認定こども園整備に関する基本計画(案)について、理事者の報告を求めます。 松岡教委総務課長。

教委総務
課長

3. 各課報告事項(1) 認定こども園整備に関する基本計画(案)についてご報告させていただきます。

以前から、一般質問におきましても、町立幼稚園の入園児の減少、保育所の待機児童対策に関しまして、町立幼稚園を含めました町全体の就学前児童の教育保育施設のあり方につきまして、ご心配をいただいておりますが、昨年度から、町長部局、教育委員会、組織横断的に協議を重ね、今後の方向性について、一定の取りまとめを行いましたので、その内容を報告させていただきます。

なお、本件につきましては、当課と子育て支援課におきまして協働して取り組んでおりまして、昨日の厚生常任委員会におきましても、同様の報告をさせていただきます。

それでは、資料2をご覧くださいと思います。はじめに、1. 現状と課題の整理でございます。(1) 幼稚園・保育園の児童数でございますが、資料の表にありますように、幼稚園の園児数は、過去5年をみましても、定員割れが続いている一方、保育園の園児数は、施設によっては、定員超過が続いており、令和元年度以降は、町内の保育園全体でみましても、定員を超過し、床面積を超えない範囲での受け入れを行っている状態となっております。続きまして資料2ページでございます(2) 現状から見た課題でございます。①幼稚園の状況といたしまして、町立幼稚園3園の中でも、斑鳩西幼稚園の園児数が特に減少しており、令和3年度の園児数は、園全体で24人となっております。しかしながら、子育て世代を対象としたニーズ調査におきましては、幼稚園及び幼稚園の預かり保育のニーズが高いという結果もございます。本町における幼稚園の潜在的なニーズはあるものと考えているものでございます。次に、②保育園の状況でございます。令和3年度におきましては、年度当初から待機児童が発生しており、保育施設が不足している状況にあります。今後、町全体の児童数は緩やかに減少する見込みではございますが、保護者の就労状況や生活スタイルの多様化により、保育所ニーズは、年々増加傾向にあり、今後も増加する見込みでございます。また、本町の保育所の立地状況は、資料2ページの表にございますように、小学校の校區別にみますと、斑鳩西小学校区は、王寺駅へのアクセスも良く、保育ニーズが比較

的高い地域ではございますが、校区内には、保育所がない状態となっております。

次に、2. 今後の方策でございます。先ほどの現状と課題からみますと、待機児童解消のため新たな施設整備が必要な状況にあることは明らかでございますが、新たな施設整備にあたっては、幼稚園の潜在的ニーズがあること、保護者の就労状況や生活スタイルの多様化に柔軟に対応していくため、保護者の就労状況に関わらず利用できる認定こども園の整備が適当であると考えております。

また、認定こども園の整備にあたりましては、現在の幼稚園の運営状況や保育園の立地状況を勘案し、斑鳩西幼稚園を認定こども園に移行することにより対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、3 ページでございます。(2) 認定こども園の整備手法についてでございます。認定こども園の類型でございますが、認定こども園は、資料の表の4つの類型に区分されています。本町におきましては、教育保育のさらなる質の向上や保護者の多様化するニーズに対応するため、幼保連携型の認定こども園を整備してまいりたいと考えてございます。次に、下段の②設置運営主体についてでございます。幼保連携型認定こども園の設置運営主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人に限定されています。幼児教育につきましては、民間に運営を委託することが認められておりませんでした。認定こども園法により、学校法人及び社会福祉法人による民設民営が可能となっております。

このことから、本町が、認定こども園を新たに整備する方法といたしましては、公設公営または民設民営のいずれかとなりますが、設置運営主体が学校法人または社会福祉法人でなければ、施設整備に係る国庫補助を受けられないことなど、町財政への負担を考慮いたしますと、民設民営により実施することが適当であると考えているところでございます。

4 ページの③をご覧ください。認定こども園法第34条では、公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例といたしまして、協定に基づき、市町村から必要な設備の貸付、譲渡その他の協力を得て、市町村との連携のもとに教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園を、継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められる者を公私連携法人として指定することができることと規定されてございます。町の関与を明確にし、民設民営でありつつも、町の教育保育の方針を反映できるというメリットがあることから、今回の西幼稚園の移行にあたりましては、認定こども園法第34条に基づく、公私連携幼保連携型認

定こども園として整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に（３）認定こども園の整備計画でございます。認定こども園は、保育所と幼稚園の機能を合わせもった施設でありますので、斑鳩西幼稚園を認定こども園として移行するためには、給食提供のための調理室や乳児用のトイレの新設、保育室の増設などが必要でございますが、既存の園舎の老朽化の状況を考えますと、全面建て替えが必要であると考えております。また、新たな施設整備につきましては、現在、斑鳩西幼稚園に在籍する３歳児が、現園のまま卒園できるよう配慮し、令和６年４月から、新たに認定こども園として開園できるよう、保護者の皆様のご意見も伺いながら、今後、詳細な整備方法、スケジュールについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、認定こども園整備に関する基本計画（案）についての報告とさせていただきます、

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 昨日も厚生常任委員会で報告があつて、いろいろ質疑もされていたんですけども、重なる部分もあるかと思ひますけど、お尋ねしたいと思ひうんです。ひとつは、認定こども園にするということで、規模ですね。実際には具体的には計画を立ててみないと、どれぐらいの定員になるかとかわからないと思ひうんですけど、面積自体、土地の広さ自体決まっていますので、キャパというのがあると思ひうんですけども、それでみると、今、西幼稚園の定員がどれぐらいで、最大キャパとして、新たにどういふふうにかえられるのか、その辺はいかがでしょうか。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務課長 現在、西幼稚園の定員は１６０名でございますが、定員を大きく下回っている状況であることは、先ほどのご説明のとおりでございます。今回、こども園の規模として想定している定員でございますけれども、１号認定、幼稚園部分につきまして４５人、その他２号、３号保育園といたしまして１０５人の、合計１５０人程度の規模を想定しているところでございます。

木澤委員 あと、3歳、現在の3歳児が卒園するまでは、今の園で通えるようにということですが、そうすると次年度以降、新たに建つまでは新入園児を募集しないということですか。

教委総務
課長 現在想定しておりますのは、次年度以降は、在園の途中で認定こども園に移行していただくということを前提といたしまして、募集をさせていただくというように考えてございます。

木澤委員 あと心配なのが、保育士の配置基準ですね。幼稚園教諭にも関わりますけども、民設民営となると、そのへんの配置基準というのはどうなるんでしょうか。

教委総務
課長 一定の法令の規定がございますので、保育教諭の数につきましては、保育所の配置基準を適用するというふうになってございます。

木澤委員 例えば斑鳩町ですと、保育のほうになるんであれですけど、複数担任制という形をとっていただけてますけども、同じような考え方で運営してもらえるのかどうか。課長で答弁できるかどうかわからないんですけども、今、わかる範囲でお答えいただけますか。

教委総務
課長 法令の基準に基づいての配置でございますので、大きく変わることはないというふうに考えております。

木澤委員 また細かいところは、また調べて改めて質問させていただこうと思いますけども。あと、費用の関係、昨日も民設にしたほうが補助金を受けられるから町の負担が少なくすむということで、負担率説明していただきましたけども、これも公設でいくとなると、どうなるのか、その比較を教えてくださいたいです。

教委総務
課長 公設で設置いたしますと、全額町の負担となりますが、民設で行いますと保育所整備交付金で国が3分の2、町が12分の1、事業者が4分の1となっております。また、こども園整備交付金を併せて活用いたしまして、国2分の1、町が

4分の1、事業者が4分の1となりますので、一定、整備部分につきましても、町の負担は少なくなるという形でございます。運営費でございますけれども、公立は基本、全額一般財源となりますが、私立保育園の場合は、国が2分の1、県4分の1、町が4分の1負担というような運営費の割合でございます。

木澤委員 あとまた、斑鳩町内で認定こども園というのは初めての設置になると思いますんで、参考に、近隣で同じような形で運営されているところがあれば教えていただきたいんですけど。

教委総務課長 県内の例で申し上げますと、奈良市、広陵町、こういったところが同じような形で進められているような状況でございます。

木澤委員 方向性として幼稚園のニーズもありながら、実際には保育園のキャパが足りていないということなんで、こういう選択肢もありかなというふうには思ってますけども、ただ初めて設置していくことですので、また、いろいろ問題点がないか等については、私も調べて、またいろいろ議論させていただきたいと思います。

委員長 ほか、よろしいですか。 伴議長。

議 長 西幼稚園、心配してました。こういう形で方向性を出していただいたこと、非常にひとつの改革といいますか、そういう道に進んでいただけると、そういうふうには私は思っているんですが、その中でちょっと心配しているのは、これ民設民営で、たぶん考えてはるのは、今の幼稚園で従事していただいている職員さん、そのあたりちゃんと就労してくれるような形ではたぶん考えてくれてはる、ただ、その中で民設民営ですか、なってきたらその人の立場、今やったら公務員としてという形になってくるんですけど、そのあたりはどないなりまんねやろ。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務課長 現在、正規雇用している職員の数が4人、会計年度任用職員が4人、西幼稚園に勤務してございます。この数を見てまいりますと、正規職員につきましては、

残る斑鳩幼稚園、東幼稚園への配置の中で、検討していくことができるかというところでございます。会計年度任用職員につきましては、これ事業者との協議の中身になってまいりますけれども、子どもへの教育保育環境の変化を小さく留めるといような観点からも継続的に採用されるような協議をしていくことも可能かというふうに考えてございます。なお、身分につきましては、認定こども園に勤務するものにつきましては、法人の職員ということになってまいります。

議 長

やはり、その方に不利益のないようにといたしますか、そしてやっぱり非常に地域に慣れておられる、また、ご兄弟で入園されていた、そのあたり今後もある、そういう中でそういう方のいろんな形を使っていたきたいというように思いまして、今後ともよろしく申し上げます。以上です。

委員長

ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長

次に、(2) 令和2年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。
福田税務課長。

税務課長

おはようございます。それでは、各課報告事項(2) 令和2年度町税収納状況について、ご報告させていただきます。

資料3、令和2年度町税収納状況という標題のA3用紙を折った資料をご覧くださいませでしょうか。上の表の中の一番下、合計の欄をご覧くださいと思います。はじめに、調定額であります。令和2年度の町税の調定額は、現年分と滞納分を合わせて31億7,134万9,809円となっており、前年度と比較して1億1,126万5,600円、3.6%の増となっております。次に、収納額であります。令和2年度の町税収納額は31億610万3,860円となっており、前年度と比較して1億913万1,057円、3.6%の増となっております。次に、調定額に対する収納率、表の右から3列目でございますが、令和2年度の現年分と滞納分を合わせた全体の収納率は、前年度と同率の97.9%となっております。このうち現年分の収納率は、前年度と比較して0.3ポイン

トの減、滞納分は、前年度と比較して6.1ポイント増となっております。現年度分の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対して、1年間徴収を猶予する特例制度の許可にかかる未収分が1,201万7,738円であり、収納率で見ますと約0.4ポイント影響しているところでございます。

なお、各税目別の収納状況につきましては、表に記載のとおりとなっております。

最後に、滞納額の状況についてでございます。上段の表の右から4列目、調定額に対する収納残額の一番下の合計欄をご覧くださいと思います。令和2年度末の滞納額は6,120万5,480円で、下の表に記載している前年度の令和元年度決算における滞納繰越額6,164万3,311円と比較して、43万7,831円、0.7%の減となっております。

以上、令和2年度町税収納状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

次に、(3)人事評価結果の昇給及び勤勉手当等への活用について、理事者の報告を求めます。仲村総務課長。

総務課長

それでは、各課報告事項の3番目、人事評価結果の昇給及び勤勉手当等への活用についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号4の人事評価結果の給与等への反映に関する基準(案)という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

去る令和2年3月に開催されました、本委員会におきまして、地方公務員法では、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものと規定されておりますことから、新たに、昇給及び勤勉手当への活用を行うこととし、部長級及び課長級の職員を対象に、昨年度となる令和2年度から実施する旨を報告させていただいたところでございます。こうしたなか、人事評価結果の給与等への反映といたしまして、新たに、昇格及び降級降号の基準を定めるとともに、給与等への反映の対象に関し、現在の部長級及び課長級の職員から、全職員

に拡大して、実施していくことにつきまして、本町の職員労働組合との協議が整いましたことを受け、本資料のとおり、人事評価結果の給与等への反映に関する基準として取りまとめ、実施してまいりたいと考えております。

それでは、本基準の概要についてであります。はじめに、1. 昇格についてであります。(1) 対象とする人事評価結果につきましては、昇格させようとする日前、3年間の能力評価結果及び業績評価結果の合計となります総合評価結果とし、(2) 昇格区分の決定及び基準等につきましては、①過去3年間の総合評価結果の平均が55点以上であること、②昇格させようとする日以前1年以内に懲戒処分を受けていないことを必要要件とし、この要件を満たす職員の中から、昇格させる者を決定することといたします。

次に、2. 昇給についてでございます。(1) 対象とする人事評価結果につきましては、昇給日直近の総合評価結果とし、前回、令和2年3月の本委員会でご説明いたしました、部長級職員及び課長級職員へ適用している内容から変更はございません。

次に、3ページをご覧くださいませでしょうか。3. 勤勉手当についてであります。(1) 対象とする人事評価結果につきましては、基準日の直近の業績評価結果とし、(2) 勤務成績区分の決定方法等につきましては、先程の昇給と同様に、前回の本委員会でご説明させていただいた内容と同じ基準で実施することとしておりますので、またご確認をお願いしたいと思います。

次に、4ページをご覧くださいませでしょうか。こちら、4ページの下の方でございます。4. 降級降号についてであります。(1) 対象とする人事評価結果につきましては、直近の総合評価結果といたします。(2) 降級降号区分の決定及び基準等につきましては、総合評価結果が45点未満であって、指導、研修の受講等を行ったにもかかわらず、勤務実績が良くない状態が改善されない職員は、降級又は降号するものといたします。

次に、5ページをご覧くださいませでしょうか。6 施行期日適用区分についてであります。本基準につきましては、全職員を対象に、本委員会での報告後、速やかに施行することとしております。ただし、部長級及び課長級以外の職員の昇給にあつては、本年度の人事評価結果に基づき、次年度となります。令和5年1月1日昇給から、勤勉手当につきましては、本年度の人事評価結果に基づき、次年度となります。令和4年6月分支給分から適用していくこととしております。

なお、前回の委員会でも申しあげましたように、人事評価結果の給与等への反映にあたりましては、積極的に処遇に差をつけるものではなく、期首、中間、期末に上司と部下とが面談を実施し、職員個人が自分の強みと弱みを認識することで、次年度に向けた改善や目標設定を考えるきっかけとなることを目指した、職員の能力向上と組織の活性化を目的とする人材育成に主眼をおいた制度設計とする方針といたしたもので、本基準を運用していくことによりまして、職員の育成能力開発及び組織マネジメントの強化につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

以上、各課報告事項の（３）人事評価結果の昇給及び勤勉手当等への活用についてご説明させていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 まあ、心配していたやつがついに出てきたなという感じですけども、最初に言っておきますけども、私自身は反対です。ただまあ、法律でもう位置付けられてしまっているということと、先ほど職員組合との話し合いの中で、ある程度一定取りまとめっていうんですかね、できたということでおっしゃっていましたが、あの、その中でどんな意見が出たのか教えてもらえますか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 職員労働組合との協議の状況でございますが、先月５月２７日に合意の回答をいただいたというところでございます。合意にあたりまして、組合側からは、今回の給与反映につきまして、給与、勤勉手当への反映を主目的にするのではなく、職員の気づきに重きを置くという姿勢、また降級降号については、面談や研修などのプロセスを踏むという点で評価できるという全体的な意見と、勤勉手当の反映につきましては、勤務成績区分が良好な職員、これは中位の職員ですけれども、この成績率は元号の１００分の９５を維持するということ、また、優秀な職員の勤務成績区分をあげるために、他の職員の勤務成績区分を下げるといったことはしない、また降級降号にあたっては、本人からも不服申し立ても予想されること

から、面談や研修などのプロセスを書面できっちりと残してほしいというようなことを個別項目的に意見としていただいたところでございます。以上です。

木澤委員 その意見に対して町は、すべて対応していくという対応だったのでしょうか。

総務課長 まず、優秀な職員の勤務成績区分を上げるために、他の職員の勤務成績区分を下げるということにつきましては、これは絶対評価になりますので行わない。また、降級降号にあたってのプロセスについては、書面のほうでやり取りすることについては、その形と。また、勤務成績が良好な職員の成績率が現行の100分の95、これにつきましては全体のバランスを見て0.5下げることができるというような、基準にはなっているんですけども、それは全体の基準として上位の職員が多くて、下位の職員があまりないというような場合に、0.5下げることができるんですけど、そこは必ず0.5下げるというわけではないので、バランスにつきましては、人事評価結果活用調整会議のほうで検討した中で実施をしていくという旨を回答しております。

木澤委員 もう、しょうがないものですが、今後も運用していく中でですね、やはり組合のほうから、もうちょっと改善してほしいと意見がありましたら、ぜひ対応していただきたいと思います。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(4)成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢について、理事者の報告を求めます。 栗本教育次長。

教育次長 続きまして、生涯学習課から、成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢につきまして、ご報告をさせていただきます。

すでにご承知をいただいておりますように、平成30年6月13日に成立いたしました民法の改正によりまして、令和4年4月1日より成年年齢が20歳から

18歳に引き下げられることとなっております。これまで、成人式はほとんどの市町村で当該年度に20歳になる方を対象に開催されてきたところでございますが、この成人式につきまして、実際の具体的な方法、対象年齢など法律等で定められているわけではなく、対象年齢を含め、成人式のあり方につきましては、各自治体の判断に委ねられているところでございます。このことから、民法の改正が成立した直後から、成人式対象者におきまして、20歳から18歳に引き下げるか否かの議論が各地でなされたところでございます。

成人式につきましては、1年以上前から準備を進められるご家庭も多いことから、早い段階で実施年齢を決定し、周知する必要があり、今回、町の方向性につきまして、当委員会に報告をさせていただくものでございます。

それでは、成年年齢引下げ後の成人式の実施につきまして、資料5に基づきまして、ご説明をさせていただきます。まず、実施方針につきましては、従来どおり、当該年度に20歳になる方を対象に実施をいたします。その理由につきましては、民法により成年年齢は引き下げられますものの、改正後も20歳にならないければ認められない日常の権利、例えば飲酒や喫煙が認められるのが20歳でありまして、そういった意味では20歳は社会において自立した責任ある大人として踏み出していく重要な節目の年齢であると考えます。一方、改正後の18歳を成人式の対象とした場合、大学等の受験や就職など、多くの対象者が進路を決める大切な時期と重なることから、時間的、精神的な余裕がなく、結果、成人式への参加者が減り、ひいては若年者が一堂に集う習慣自体がなくなってしまう心配があること。また、大学入学や新生活の準備時期と重なり、ご家庭での経済的負担が大きくなることも考慮する必要があるなどのことから、従来どおり20歳を対象とするものでございます。

次に実施内容でございますが、事業の名称につきまして、これまでの成人式といたしますと、対象が20歳なのか18歳なのかあいまいになりますので、仮称ではございますが、「二十歳のつどい」「二十歳を祝う会」などに変更して実施しようと考えているところでございます。最後に開始時期でございますが、こちらから従来どおり、1月の成人の日に実施していこうと考えているところで、民法改正後の最初の開催は、令和5年1月9日の成人の日となる予定でございます。

なお、この後、町広報紙、町ホームページなどを通じまして、対象者をはじめ、町民の方に周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、成年年齢引下げに伴います成人式の対象年齢についての報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 早く決めとかんとあかんと思うんですけど、よその市町村ですね、18歳にしてるところがあるのか、その状況ちょっとわかったら教えていただけますか。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 奈良県内では、奈良市をはじめ11市町村ですでに方針が公表されております。すべて従来通り20歳を対象とするという公表でございます。それ以外につきましては、現在検討中とのことですが聞き取りの内容から、18歳を前提に検討されている市町村はないと、そのように把握をしております。全国を見ましても、三重県伊賀市が対象を18歳にすることを公表されている以外、現時点で18歳を対象とする自治体は確認できておりません。以上です。

木澤委員 当然別にこれでいいと思うんですけど、今後ですね、参加者の方にアンケートとっていくとか、ちょっと住民さんがどう考えているのかというのも、意見として聴取していったらどうかと思うんですけども、そういう意見を取り入れていく体制っていうんですかね、姿勢についてはどう考えてはりますか。

教育次長 この件につきましては、国のほうで、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議というのを立ち上げられて、いろいろ情報を発信されております。そういった中で世論調査であるとか、PTAを対象としたアンケート調査であるとか、意識調査をさせていただいたすべての調査で50%から70%が、「今までどおり20歳の方を対象とすべき」というアンケート結果が出ているところでございます。また今後、このままずっと20歳でいくのか、ということなんですけども、やはり現時点では18歳というのは進路を決める大切な時期でございますので、引き続き20歳になった方をお祝いする方向で進んでおりますけ

れども、18歳、19歳の若年者に、早くから社会の構成員として自覚を持たせる機会をつくるべきというご意見もございますので、世の中の流れが、あるいは町がそういう判断をしたときには柔軟に見直していくということで、今回の決定が恒久的なものではないというふうに考えております。

委員長

ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
松岡教委総務課長。

教委総務
課長

教育委員会事務局総務課から3点ございます。

まず1点目は、子ども模擬議会の中止についてでございます。4月末に近隣府県で新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして緊急事態宣言が発出、また奈良県におきましても緊急対処措置、奈良県教育委員会からも対応方針が示されるなど、各場面において対応が求められているところでございます。この中で、学校教育活動に対しましては、全般的に厳しい制限が課せられているところではございませんが、町内の学校、幼稚園におきましても、随時の児童生徒の自宅待機や学校、幼稚園の臨時休業等といった事案も生じているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、例年8月に実施しております、子ども模擬議会につきましても、開催当日の感染予防対策の課題だけでなく、参加する児童生徒や、その保護者及び行政関係者の万一の事態に、突然の事業中止、また感染者情報の特定といった事態も危惧されることから、やむなく中止することといたしました。子どもたちにとりましては、昨年度に引き続き、2年連続して貴重な体験の場を失うこととなりますが、子どもたちの思いを表現できる機会を設けられるよう、何らか代替する企画を検討し、各学校とも相談してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

2点目は、町立小・中学校におけるオンラインによる海外交流学习についてでございます。ICT機器を活用した学習活動につきましても、各学校におきまして、積極的な企画の検討を行っているところでございます。このなかで、英語学

習の取り組みのひとつといたしまして、オンラインによる海外の学校との交流について、各学校において、準備調整を進めてまいりましたが、このたび、オーストラリアのクイーンズランド州の学校とのマッチングが整い、今後、取り組みを進めていくこととなりましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

続きまして3点目でございます。町立小・中学校における気象警報発令時の対応についてでございます。このことにつきまして、児童生徒の安全確保と学習保障の観点から、気象警報の解除の時間に応じて、これまで午後からの登校などの対応を行ってきたところでございますが、警報解除後の安全確認や保護者の負担軽減に配慮いたしまして、令和3年6月1日からその運用を変更しております。午前7時の時点におきまして、気象警報が発令されている場合には、臨時休業をすることとしております。この変更につきましては、実際の運用する場面があった際には、つど保護者あてのメール告知を行うなど、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員。

木澤委員

1点だけちょっと確認したいんですけども、子ども模擬議会ですね、昨年も中止して、別の場を何か設けるといふふうにおっしゃっていましたが、それはどういう形で実現したのでしょうか。

教委総務
課長

昨年度は子ども模擬議会に代わりまして、斑鳩の魅力を語る、斑鳩に学び、斑鳩をつくる作文コンクールというような形で、実施をさせていただきました。これによりまして、子どもたちの思いを表現いただくということで、応募総数423点のご応募をいただいたところでございます。

委員長

小城委員。

小城委員

子ども模擬議会の件なんですけど、昨年も中止で、何か今ってタブレットが普及して、こないだも田原本とかで行われたんかな、あれは対面で行われていたんですけども、何か新たな手法でやる方法とかというのは検討されたんでしょうか。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務
課長

やはり、いろんな形での実施というのは、考えられるところではございますけれども、議場という特別な場を使わせていただくというようなことは、子どもたちにとっても非常に貴重な経験であるということからも、従来の形が一番望ましいのではないかという観点から、今回それを実現するのは難しいというところで中止と決定をさせていただいたところでございます。

委員長

ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。
次に、継続審査について、お諮りします。
ただいま、配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時14分 閉会)

